

羽生市第六保育所重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

名称	羽生市
所在地	羽生市東6丁目15番地
連絡先	048-561-1121 (代表)
代表者氏名	市長 河田 晃明

(2) 利用施設

種別	保育所							
名称	羽生市第六保育所							
所在地	羽生市大字下新田113番地							
連絡先	(電話番号) 048-561-8795 (FAX番号) 048-561-8795							
管理者	所長							
開設年月日	昭和48年 5月 1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	8人		13人	13人	13人	13人	60人
当所の目的・方針	<p>羽生市第六保育所（以下「当所」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当所を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。</p> <p>方針は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 当所は、利用こどもに最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。</p> <p>(2) 当所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、</p>							

	<p>養護及び教育を一体的に努める。</p> <p>(3) 当所は、利用子どもの属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援等を行うよう努める。</p> <p>(4) 当所は、羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。</p>
--	--

(3) 施設の設備等の概要

敷地	敷地全体	1462.37 m ²
園舎	構造	木造
	延べ	272.03 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
保育室	2 室	
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	
ほふく室	1 室	
休憩室	1 室	
医務室	1 室	

(5) 職員体制（平成27年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1 人	1 人	0 人	特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

保育士	6 人	6 人	0 人	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
保育従事者	1 人	1 人	0 人	保育士の職務を助ける。
栄養士	1 人	1 人	0 人	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当所全般の食育を行う
調理師・調理員	1 人	1 人	2 人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
看護師	0 人	0 人	0 人	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
清掃員	1 人	0 人	1 人	雑務を行う。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで（土曜日は第7保育所）	
保育時間	保育標準時間	午前 7時30分～午後 6時30分（11時間）
	保育短時間	午前 8時30分～午後 4時30分（8時間）
延長保育	保育短時間	午前 7時30分～午前 8時30分 午後 4時30分～午後 6時30分
開所時間	月～金曜日	午前 7時30分～午後 6時30分
	土曜日	午前 7時30分～午後 6時30分（第7保育所）
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）
--------------	------------------------------

実費徴収	保護者会費	月額 600 円	
	絵本代（1 歳児以上）	月額 350 円～450 円	
	主食代（3 歳児以上）	月額 800 円	
	副食代（3 歳児以上）	月額 4700 円	
	園外保育積立金（3 歳児以上）	月額 1,000 円（4 月～10 月 7 ヶ月間）	
	交通安全母の会会費	年額 300 円	
	バス遠足傷害保険代（4 歳児以上）	31 円×回数	
	写真代（保護者希望注文）	別途連絡します	
	保育教材	別途連絡します	
	保育用品	別途連絡します	

※その他、実費徴収がある場合は、別途お知らせします。

（8）提供する特定教育・保育の内容

<p>当所は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。</p> <p>1 特定教育・保育及び時間外保育の提供</p> <p>上記（6）に記載する時間において、保育を提供します。</p> <p>2 食事の提供</p> <p>児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。</p> <p>（献立表は毎月別途お知らせします。）</p>
--

（9）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
終了理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退所の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

利用に当たっての 留意事項	
------------------	--

(10) 嘱託医

医療機関の名称	漆原医院
医師名	漆原 俊一
所在地	羽生市大字下新郷1035番地3
電話番号	048-562-1551

(11) 嘱託歯科医

医療機関の名称	えもり歯科クリニック
医院長名	江森 崇
所在地	羽生市南5丁目2番地34
電話番号	048-560-5771

(12) 緊急時における対応方法

利用子どもに症状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先の届け出に基づき、保護者へ連絡をします。

【管轄する消防署】

消防署名	羽生市消防本部
所在地	羽生市大字藤井上組990番地1
電話番号	048-565-1919

【管轄する警察署】

警察署名	羽生警察署
所在地	羽生市東7丁目13番地1
電話番号	048-562-0110

(13) 非常災害対策

防火管理者	所長
消防計画届出年月日	平成27年4月7日

避難訓練	毎月 1 回実施
防災設備	・ 自動火災報知機 ・ 誘導灯 ・ 非常警報装置 ・ 消火器 ・ その他防災処理
避難場所	・ 地震… 第六保育所園庭 ・ 火災… 第六保育所園庭、鷺宮神社敷地内

(1 4) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	所長	
相談・苦情解決責任者	子育て支援課長	
第三者委員	主任児童委員等	主任児童委員
		主任児童委員

※上記は変更になる場合がありますので、当所又は、羽生市役所子育て支援課にお問い合わせください。

(1 5) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	全国市長会
	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	総合賠償保障保険

※保育所内での負傷など、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの総合賠償保障保険の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象となりませんのでご注意ください。

(1 6) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用子どもへの虐待防止のため、研修を受講しています。

※重要事項説明書は常時所内にて新しいものを掲示します。